二十二　この表において「介護予防通所リハビリテーション費」とは、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の５に規定する介護予防通所リハビリテーション費をいう。

二十三　この表において「精神科作業療法」とは、厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数（平成十二年厚生省告示第三十号）別表第一の16に規定する精神科作業療法をいう。

二十四　この表において「認知症老人入院精神療法」とは、厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数別表第一の17に規定する認知症老人入院精神療法をいう。

二十五　この表において「特別診療費」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の９のホの⑬に掲げる特別診療費、指定施設サービス等に要する費用の算定に関する基準別表の４のソに掲げる特別診療費及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の７のホの⑪に掲げる特別診療費をいう。

二十六　この表において「訪問看護費」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の３に規定する訪問看護費をいう。

別表第二の次に次の二表を加える。

別表第三

一　医科点数表第３章第１部の４に規定する厚生労働大臣が定めるもの	一　医科点数表第１章並びに第２章第１部（通則第３号から第８号までに規定する加算については、別表第四に掲げる介護老人保健施設入所者について算定できる内服薬及び外用薬を投与した場合に限る。）、がん性疼痛緩和指導管理料、外来緩和ケア管理料（悪性腫瘍の患者に限る。）、外来放射線照射診療料、外来腫瘍化学療法診療料及び退院後訪問栄養食事指導料（管理栄養士が配置されている場合を除く。）及び第２部（救急患者連携搬送料及び在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料を除く。）に掲げる診療料 二　医科点数表第２章第３部に掲げる診療料（別表第四に掲げる介護老人保健施設入所者について算定できない検査に係るものに限る。） 三　医科点数表第２章第５部に掲げる診療料（別表第四に掲げる介護老人保健施設入所者について算定できる投薬に係るもの及び同表に掲げる介護老人保健施設入所者について算定できる内服薬及び外用薬の費用を除く。） 四　医科点数表第２章第６部に掲げる診療料（別表第四に掲げる介護老人保健施設入所者について算定できる注射及び注射薬等の費用を除く。） 五　医科点数表第２章第７部に掲げる診療料（別表第四に掲げる介護老人保健施設入所者について算定できないリハビリテーションに係るものに限る。） 六　医科点数表第２章第８部に掲げる診療料 七　医科点数表第２章第９部に掲げる診療料（別表第四に掲げる介護老人保健施設入所者について算定できない処置に係るものに限る。） 八　医科点数表第２章第10部に掲げる診療料（別表第四に掲げる介護老人保健施設入所者について算定できない手術に係るものに限る。） 九　医科点数表第２章第11部に掲げる診療料（別表第四に掲げる介護老人保健施設入所者について算定できない麻酔に係るものに限る。） 十　医科点数表第２章第14部に掲げる診療料（外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)及び外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)（いずれも再診時等に限る。）並びに外来・在宅物価対応料を除く。）

別表第四

一　介護老人保健施設入所者について算定できない検査	一　検体検査（医科点数表区分番号Ｄ００７の35に掲げる血液ガス分析及び当該検査に係る医科点数表区分番号Ｄ０２６の４に掲げる生化学的検査(Ⅰ)判断料並びに医科点数表区分番号Ｄ４１９の３に掲げる動脈血採取であって、保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。） 二　呼吸循環機能検査等のうち医科点数表区分番号Ｄ２０８に掲げる心電図検査及び医科点数表区分番号Ｄ２０９に掲げる負荷心電図検査（心電図検査の注１に掲げるものを除く。） 三　負荷試験等のうち肝及び腎のクリアランステスト、内分泌負荷試験及び糖負荷試験 四　一から三までに掲げる検査に最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特殊な検査